

仕 様 書

件 名	令和5年度小郡駐屯地桜谷射撃場で使用する電気	調達要求番号	3SRD1CA6510
		作成年月日	令和5年1月20日
		作成者部隊 氏名	小郡駐屯地業務隊 防衛技官 村中英晴
1	件名	令和5年度小郡駐屯地桜谷射撃場で使用する電気	
2	場所	福岡県筑紫野市大字山家 桜谷射撃場	
3	概要	小郡駐屯地桜谷射撃場への単相電気供給	
4	仕様		
	(1) 電力供給条件		
	ア 供給電気方式	交流単相3線式	
	イ 標準電圧	100V	
	ウ 計量電圧	100V	
	エ 標準周波数	60Hz	
	オ 供給方式	1回線受電方式	
	カ 蓄熱式負荷設備の有無	無	
	(2) 契約容量及び予定使用電力量		
	ア 契約容量	30A	
	イ 予定使用電力量	4,356KWH	
		月別予定使用電力量は、別紙第1のとおり。	
	ウ 令和3度及び令和4年度の月別電力	別紙第2のとおり。	
	(3) 契約期間	自 令和5年4月1日00:00時より 至 令和6年3月31日24:00時まで	
	(4) 電力量等の検針		
	ア 自動検針装置	有	
	イ 電力会社の検針方式	遠隔自動検針	
	ウ 計量器	スマートメーター	
	(5) 需給地点	需給場所における小郡駐屯地桜谷射撃場構内1号柱の電力量計電源側線端末と供給者の設置した架空引込線との接続点	
	(6) 保安上の責任分界点	需給地点と同じとする。	
	(7) 財産分界点	需給地点と同じとする（ただし計量地点に供給者が設置した計量装置は供給者の所有とする）。	
5	その他		
	(1) 入札にあたり適合証明書（別紙第3）を提出することとする。適合証明書記載の際は「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」（別紙第4-1～別紙第4-5）を参照すること。		

- (2) その他記載のない事項は、九州地区の一般電気事業者の標準供給条件によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

月 別 予 定 使 用 電 力 量
(令和5年4月～令和6年3月)

桜谷射撃場電灯用

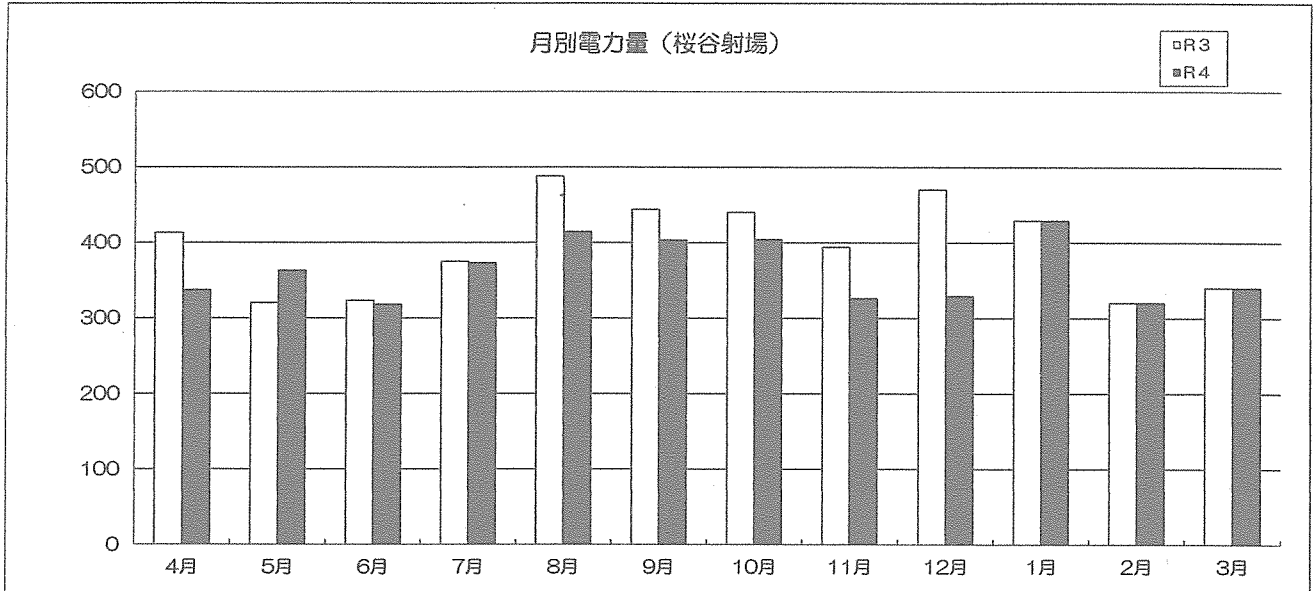
年 月 \ 項 目	使用電力量 (KWh)	昼間電力量(その他季) (KWh)	昼間電力量(夏季) (KWh)
令和5年 4月	337	337	
令和5年 5月	363	363	
令和5年 6月	318	318	
令和5年 7月	373		373
令和5年 8月	414		414
令和5年 9月	403		403
令和5年 10月	404	404	
令和5年 11月	326	326	
令和5年 12月	329	329	
令和6年 1月	429	429	
令和6年 2月	320	320	
令和6年 3月	340	340	
合 計	4,356	3,166	1,190

(注)

- ・昼間電力量(夏 季)……………夏期(7月1日～9月30日までの期間)
- ・昼間電力量(その他季)……………昼間電力量(夏季)以外の時間で使用する電力量。

令和3年度及び令和4年度の月別電力負荷

桜谷射場



※赤字は前年度実績

R4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
合計電力量(kwh)	337	363	318	373	414	403	404	326	329	429	320	340	4,356

R3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
合計電力量(kwh)	413	320	323	375	488	444	440	394	470	429	320	340	4,756

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊小郡駐屯地
第361会計隊長 福島 光幸 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和3年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、付紙第3により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本品質保証機構（JQA）の認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第361会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用語	定義
① 令和3年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和3年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和3年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和3年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」 (以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

③ 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
④ 令和3年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和3年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和3年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none">・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
----------------------------	---